

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	配食サービス食材料費高騰対策支援事業	①食材料費等の高騰により利用者負担額が1食あたり500円から550円に増加しており、その負担軽減を図るため、上昇分の補助を実施する。 ②食材料費等の上昇分に対する補助 ③1食あたり50円×5,400食(600食×9か月)=270,000円、 事務手数料(郵送料、振込手数料)100名×110円=11,000円 ※一般財源:27,000円 ④社会福祉法人精華町社会福祉協議会(配食サービス事業を受託) ※社会福祉協議会において、徴収している利用者負担1食あたり550円のうち、50円を減額し、値上げ前の500円となるよう利用者負担の軽減を行う。	R7.7	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所食材料費高騰対策事業	①食材料費高騰により運営経費の負担が増加している町内の認可保育所に対して、副食費徴収額と高騰する食材料費等給食関連経費との差額分の補助を行うことで、運営事業者の安定的な経営に寄与するとともに、副食費への価格転嫁を阻止し、現在設定している副食費である一人一月あたり4,500円を維持することで子育て世帯への負担増加を抑制する。 ②食材料費等(委託費含む)のうち副食費4,500円/人・月の超過分(上限800円/人・月) ③想定される対象児童数(副食費徴収の対象となる三歳児以上の幼児)延べ5,785人・月×超過想定額800円/人・月 なお、令和6年度における公設公営保育所の月平均副食費相当額である5,202円/人・月から保護者負担額4,500円/人・月を減じて、100円単位で切り上げて得た額を超過想定額として設定した。 事務手数料(振込手数料)2件×356円=711円 ※一般財源:438,000円 ④町内の認可保育所 精華町立いけたに保育所(公設公営)、精華町立こまだ保育所(公設公営)、 精華町立ほうその保育所(公設公営)、精華町立せいかたい保育所(公設民営)、 精華町立ひかりたい保育所(公設民営) ※教職員の給食費を除く	R7.7	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食食材料費高騰対策事業	①食材料費の高騰により給食の1食単価内(小学校280円、中学校330円)での提供が困難な精華町立の小中学校の給食に対して、高騰する食材料費の差額分の経費について、本交付金を充当することにより、単価を超える分の保護者負担を求めることなく、安全で安心して食べられるおいしい給食の提供を行う。 ②食材料費の増額分に対する経費 ③総額:8,898千円 ・小学校:15円×2104人×186回=5,870千円 ・中学校:15円×1068人×189回=3,028千円 ※一般財源:841千円 ④精華町立小中学校の児童等の保護者 対象施設: ・精北小学校、川西小学校、山田荘小学校、東光小学校、精華台小学校 ・精華中学校、精華南中学校、精華西中学校 ※教職員の給食費を除く	R7.7	R8.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰対策支援事業	①食料品等の物価高騰による家計への負担を軽減するために、全住民を対象に町内の参加店舗で使用できるオリジナル商品券6,000円分を配布する。 ②商品券の印刷費及び発送にかかる事務費等 ③委託料:256,500千円 (内訳) ○商品券の原資及び印刷費用:233,055千円 ○発送費用:17,187千円 ○コールセンター及び事務局費用:4,556千円 ○その他事務費:1,702千円 ※一般財源:51,401千円 ④全住民(令和8年11月1日時点で精華町住民基本台帳に登録されている者)人数: 35,812人 世帯:15,584世帯	R8.1	R8.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	自治会エネルギー価格高騰対策支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける自治会の運営経費の負担緩和を図る。 ②エネルギー価格高騰に対応し、町内各自治会一律で費用を補助する。 ③令和5年度及び令和7年度中に同様の内容で補助を実施したことから、同基準(各自治会に対し一律30,000円を補助)により実施する。(補助30,000円+振込手数料178円)×42自治会=1,268千円 ※一般財源:121千円 ④町内42自治会	R8.2	R8.3
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	町内公共施設の指定管理に関する物価高騰対策事業(利用者支援分)	①文化・スポーツ施設として直接町民の用に供する施設(精華町コミュニティホール及び精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設)において、指定管理料を増額し、指定管理における電気代の高騰に係る経費負担緩和を図ることで利用者負担の増加を抑制する。 ②電気代高騰に係る経費 ③精華町コミュニティホール:35千円(4月～9月の昨年度差額)×2=70千円 精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設:575千円(4月～9月の昨年度差額)×2=1,150千円 ※一般財源:117千円 ④交付対象者:指定管理者(近鉄ファシリティーズ㈱、精華町スポーツ協会・三幸グループ) 対象施設:精華町コミュニティホール、精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設	R8.1	R8.3

7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療福祉等事業所物価高騰対策支援事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療・福祉等のサービス提供を行う事業者に対し、費用の一部を給付することで経済的負担の軽減を図る。</p> <p>②給付金及び申請書類等送付用通信運搬費等</p> <p>③ ○事業費:21,800千円 (内訳) 【医療機関】 ・病院:2ヶ所 2,000千円(2ヶ所×1,000千円) ・診療所:26ヶ所 歯科:20ヶ所 薬局:13ヶ所 計59ヶ所 11,800千円(59ヶ所×200千円) 【高齢者施設】 ・入所系事業所(特養):1ヶ所 1,000千円(1ヶ所×1,000千円) ・通所・訪問系事業所:15ヶ所 3,000千円(15ヶ所×200千円) 【障害者施設】 ・14ヶ所 2,800千円(14ヶ所×200千円) 【民間子育て支援施設】 ・保育施設:2施設 400千円(2ヶ所×200千円) 【一般廃棄物収集運搬業者】 ・4ヶ所 800千円(4ヶ所×200千円) ○事務費:100千円 ※一般財源:2,094千円</p> <p>④町内の医療機関、介護サービス事業所、障害サービス事業所、民間子育て支援施設及び一般廃棄物収集運搬業者</p>	R8.1	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業資材価格高騰対策支援事業	<p>①物価高騰等の影響による農業資材価格の高騰によって経費増大している農業者を支援するため、負担軽減のため助成金を支給する。</p> <p>②資材購入経費、通信運搬費(交付決定通知郵送料)</p> <p>③・本町に住所を有し、かつ本町に農地を所有又は耕作する権利を持つ農業者について、令和8年の資材 購入分にかかる経費の2分の1で上限5万円を助成:対象農業者 200名×50千円=10,000千円 ・通信運搬費(交付決定通知郵送料):178円×200件≒36千円 ・振込手数料:178円×200件≒36千円 ※一般財源:963千円</p> <p>④町内在住の販売農家の農業資材購入に係る費用</p>	R8.3	R8.3
9	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業等賃上げ環境整備応援事業	<p>①最低賃金の引き上げや物価高騰の影響を受けている町内の中小企業に対して、売上げ向上や費用削減の取組を支援することで、賃上げによる負担軽減及び今後の賃上げを図る。</p> <p>②町内の中・小企業の売上向上の取り組みに対する補助金 補助対象事業については以下の通り。詳細は、添付資料を参照。 1)事業実施計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る事業 2)省エネ対策等のコストダウン対策に関する事業 3)固定客を生み出すようなイベント事業 4)サイバーセキュリティ対策に関する事業 5)その他趣旨に合致した取り組み</p> <p>③積算根拠 ・交付上限500千円×20件 計:10,000千円 ・振込手数料:178円×20件≒4千円 ※一般財源:957千円</p> <p>④最低賃金の引き上げや物価高騰の影響を受ける町内の中小企業。</p>	R8.1	R8.3
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼稚園物価高騰対策支援事業	<p>①電気代、ガス代及び燃料費(以下、光熱費等という)の高騰により運営経費の負担が増加している町内の私立幼稚園(施設型給付を受けない園)に対して、既存の私立幼稚園運営補助金交付要綱のスキームを活用し、各園の運営経費に対する上乗せ補助を実施する。</p> <p>②光熱費等の上昇分に対する補助</p> <p>③ ・事業費 1園あたり200千円×3園=600千円 ※ただし、令和6年10月～令和7年9月と前年(令和5年10月～令和6年9月)の光熱費等の合計額を比較することで各園の実際の負担増を確認し、その差額を補助の上限額とする。 ・振込手数料:178円×3件≒1千円 ※一般財源:58千円</p> <p>④町内の私立幼稚園(施設型給付を受けない園)3園 精華聖マリア幼稚園、光が丘幼稚園、星の光幼稚園</p>	R8.1	R8.3
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達:町内公共施設の指定管理に関する物価高騰対策事業(価格転嫁分))	<p>①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。</p> <p>②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める)</p> <p>③価格転嫁分に相当する金額 600千円 役務(変更契約)2件 精華町コミュニティホール:10千円(月別増加分)×5ヶ月=50千円 精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設:110千円(月別増加分)×5ヶ月=550千円</p> <p>※一般財源:57千円</p> <p>④交付対象者:物価高騰の影響を受ける指定管理者(近鉄ファシリティーズ㈱、精華町スポーツ協会・三幸グループ) 対象施設:精華町コミュニティホール、華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設</p>	R8.1	R8.3
12	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業特別会計繰出事業(物価高騰対策支援事業)	<p>①水道・基本料金を4か月分免除することにより、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援する。</p> <p>②水道事業特別会計に繰り出す水道料金の減免に係る費用</p> <p>③水道・基本料金 約64,400千円 対象数: 約13,100件/月×4か月 金額: @16,100千円/月×4か月 ※一般財源:6,159千円</p> <p>④給水契約者(官公庁関係、公共施設を除く)</p>	R8.1	R8.3